

（午後2時25分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、22番 中本君。

〔22番（中本正人君）登壇〕

○22番（中本正人君）それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

その前に一言、お礼を申し上げたいと思います。と申しますのは、今定例会をもちまして退職される総務部長、市民生活部長、会計管理者の皆さんには、本当に長年にわたり本市発展のためにご尽力いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。今後、退職された後も、豊富な経験をお持ちの方ですので、本市のご助言等にお力添えをいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。本当にご苦労さまでございました。

市議会議員としての任期最後の一般質問となります。明快なる答弁をお願いしたいと思います。

1項目めとしまして、本市にある二つの消防本部と紀北ブロック消防広域化の進捗状況についてお伺いします。

私は平成21年12月定例会と平成22年12月定例会において、一つの市に二つの消防本部がある変則体制について質問してきました。平成21年12月定例会の当局の答弁は、このような変則体制を解消すべく、合併後、5年以内に伊都消防の組織変更か、伊都消防本部からの脱退かについて協議し、速やかに移行できるよう努めるとの覚書を、伊都消防組合管理者と橋本市長間で締結しているとのことでした。しかし、合併後、かつらぎ町、九度山町と本

市と協議を重ねてきましたが、市町間で合意形成に至っておらず、難航しているとのことでした。今後とも協議を重ね、覚書の期限までには方向性を決定し、ご報告できるよう努力してまいりますとの答弁でした。

平成22年12月定例会の答弁は、いろいろ議論しましたが、非常に難しい問題があり、両者の間で溝ができ、平行線をたどっているとのこと、今後は紀北ブロック（橋本、伊都、那賀、紀美野、高野）の消防広域化を積極的に進めていきたいとのことでした。伊都消防組合管理者と本市との覚書は一体、何だったのかなということ。あれから4年たちますが、紀北ブロックの消防広域化の進捗状況を伺います。

2項目めとしまして、人権問題（人権侵害）について、本市の考えを伺います。

私は市民の方から、市役所へ人権問題について相談に行きましたが、納得できる答えがもらえなかったという相談を受けました。そして、後日、当局から相談のあった事案については、人権擁護機関に相談してくださいとの封書が届いたということです。市民の人権問題の相談窓口は市役所ではないのですかという相談を受けました。

ここで、少し今回の人権侵害について説明させていただきます。世間でよくある土地の境界問題です。当局も内容については理解していただいていると思いますので、細かい話は省かせていただきます。相談を受けたAさんと、そして、相手方Bさんが境界について話し合っていたところ、いきなり、BさんがAさんに対して暴力を振るってきたということです。そして、最後は暴言を吐いて立ち去

ったということです。市役所へ行っても納得できる答えももらえず、気のおさまらないAさんは、土地関係に詳しい人に相談したところ、裁判所で判断してもらうことがよいとのアドバイスを受け、現在、境界確定訴訟を起こしているとのこと。

私の申し上げたいことは、人権問題で悩み、役所に相談したところ、この件については人権擁護機関に相談してくださいというそっけない、無責任な当局の対応に私も残念でたまりません。もう少し相談者の立場になって、気持ちになって接してあげてほしかったと思います。本市の人権問題についての考えをお伺いしまして、1回目の質問を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）22番 中本君の質問項目1、消防広域化の進捗状況に関する質問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（寺垣内 守君）登壇〕

○消防長（寺垣内 守君）本市にある二つの消防本部と紀北ブロック消防広域化の進捗状況について、にお答えします。

平成18年3月の市町合併以来、本市では一つの市に二つの消防本部がある変則体制が継続している状況にあります。この問題を解決するため、橋本消防、伊都消防の広域化をめざし進めている中、紀北ブロックとして、橋本、伊都、高野、那賀、紀美野の5消防本部の広域化の話が進み、平成23年3月に準備委員会を設置して協議を重ねましたが、消防広域化協議会設立直前に話し合いがつかず、平成23年11月の準備委員会の解散により、紀北ブロック5消防による広域化は見送られました。現在は、橋本消防、伊都消防に高野消防を加えた3消防の広域化を検討していますが、現時点では、各市町間での合意形成には至っておりません。

また、消防広域化とは別に、現在、橋本消防・伊都消防・高野消防の3消防による消防指令業務の共同運用に向け整備しているところであり、平成28年4月に、橋本・伊都地域消防指令センターという名称で運用開始を予定しています。

消防本部の変則体制の解消、消防広域化については、本市の重要課題であると認識しており、今回の消防指令業務の共同運用を契機にして、各市町間での広域化の合意形成に向け、粘り強く取り組んでいきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）22番 中本君、再質問ありますか。

22番 中本君。

○22番（中本正人君）ありがとうございました。私も22年の質問で、当局から、来年度準備委員会を立ち上げて、早急に紀北ブロックの広域化に向けて頑張っていきたいという答弁をいただきました。そして、そのとおり、翌年23年の3月、今いただいたように、準備委員会を立ち上げたところまではよかったんですけども、同年の11月には解散ということですね。この変則体制となって丸9年、いつまでこのような体制を続けていくのかなということですよ。

そこで、私、お聞きしたいのは、この変則体制について、高野口町民から、また、高野口消防団のほうから、合併して橋本市となって、いつまでこのような変則体制を続けていくのかなという、そういう声はありませんか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（石橋英和君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）議員おただしの高野口町在住の橋本市民及び橋本市消防団高野口分団のほうからですけども、消防の変則体制についてのご意見等は、私ども特段伺っておりません。

以上です。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）聞いていないということですが、私の耳には入ってくるんですよ。一体いつまでこういう体制が続くのかなということ。そこで、これは、消防本部としても、やはりおかしいなというふうには思っているとは、私思います。そこで、橋本消防本部と伊都消防本部との間で、この件について話し合われたことはあるのかなのかということ、まず、お聞きしたいなと思います。

それと、この広域化がなぜ、どういう原因でできないのか。その件についてもお伺いしたいと思うんですけども、これはやっぱり消防長のほかに、市長部局のほうでお答えしてもらわないといけないことだと思うので、市長もまだ就任して1年ということで、もし何でしたら副市長なり、理事でも結構ですけども、その辺、お答えできるものであれば、お答え願いたい。なぜ、広域化が進まないのかということについてお伺いします。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

この問題につきましては、私、県会議員のときに取り組んできた問題であります。要は、和歌山県内のブロックごとに、一つの消防本部をつくるというような話があったんですけども、県では、取り組んできたのが、たしか、この紀の川筋だけでありまして、あとは、広域にはしないという、やっぱり災害もあったので、地元消防署を置いておきたいという声が非常に強くて、もうほかのところは、紀の川筋以外は、この紀北ブロックしか話が進まなかったという原因もあります。

もう一つは、やはり、首長間での調整で、ある程度まで進んでいたんですけども、最終

的な、橋本市は熱心でしたけども、他の市のほうで若干、意見の相違がありまして、この紀北ブロックの広域化というのは合意に至らなかったという経緯であります。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）私もある程度内容はわかっていて質問させていただいておるんですけども、とりあえず、22年の答弁では、23年に準備委員会を立ち上げて、もう25年には広域化消防ができる、実現できるというふうには私は解釈しておったんです。それが、ただ今の1回目の答弁の中で、これも1年もたたないうちに解散してしまったということですよ。だから、本当に何か一体、もちろん市当局も頑張ってくれているのはわかっておるんですけども、何かだから答弁に対して、伊都との覚書も、何の効力もない覚書、口は悪いですけども、言いかえれば、相手方さんのほうが一枚も二枚も上だったのかなと感じたりもしますし、それはもちろん仕方がないと思うんですよ。

そこで、私が不思議に思うのは、私も消防団員の1人として、一応消防団活動に参加させていただいております。ここで、ちょっとお聞きしたいのは、仮に橋本市と高野口町の境界線で、例えば、伏原、応其で、仮に災害、火災等があったときに、近い学文路、岸上、神野々、吉原が消火活動に出動できない、しないということですよ。これ、何でかなと思うんです。こういう話も、これは消防団活動で話し合えることかなと思うんですけども、こんなにも、やっぱり、消防団幹部の中で、そういう話し合いできていないのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。私は不思議でたまらないんですよ。お願いします。

○議長（石橋英和君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）橋本、高野口の境

界付近の消防団の出動体制でございます。橋本市消防団は旧橋本地区で7分団、旧高野口町で3分団、合計で10分団の組織に現在なっております。

火災発生時の初動体制についてでございますけれども、橋本側、当消防本部のあるほうにつきましては、常備消防、これ、ずっと消防団と同時に動いております。もともと、高野口消防団については、組合の中で高野口町の消防団として、組織として動いております、伊都消防組合のほうは3町の消防団にご協力を賜って、消火活動に専念していた状況でございます。

それで、高野口町方面隊ですけれども、の場合につきましては、高野口町内で発生した火災において、第一出動として、全部の3分団が出動するようになっております。この出動体制につきましては、もともと高野口町の地域性と思っておりますけれども、織物屋の火災等が多く、また、火災が発生しますと大火になるため、このような出動体制ができてきたんじゃないかなと思っております。ただ、境界付近で、例えば、議員おただしの、神野々、山田、吉原地区ですか、その境界付近につきましては、高野口町の場合、全体的に出動してきますので、橋本市のほうに出動要請がかからんのですけれども、橋本市のほうで起こった場合につきましても、うちのほうから要請をあまりしないのが現状でございます。というのも、大火というのがここ10年ぐらいあまりないので、あったのが伏原の織物屋、合併してから一つあったんですけれども、あと、あまり記憶ないところでございます。そうした中で、規制は消防本部としては、消防団の方に隣接は出動しなくていいとか、そういうのはないんですけれども、第二出動、第三出動になりますと、相互に団長のほうから要請をかけると思っております。

以上です。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ありがとうございます。私も出動体制については、私なりにわかっておるんですけど、ただ、高野口消防団の団員の皆さんにも、少しやっぱりゆっくりしてほしいなというのは、何かあったときに、第一、第二、第三が全員が出動体制ということですよ。それならば、その近くに、境界線の消防団が消火することによって、高野口消防団の団員も、やはり、ゆっくりできるんじゃないのかなと、私はそういうふうに考えて、今、これ質問をさせてもらったんですが、でないと、高野口の消防団の人も火災が起こるたびに、全員出動ということは、本当に精神的な面でもしんどいのではないのかなと私は思いました。ですから、この境界についての出動について質問をさせてもらったんですけど、こういうこともまた、これから、消防団幹部の会議の中等で、また話し合う機会があれば話し合っていたきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、先ほど、1回目の答弁の中で、消防指令業務は共同運用ということで、これは確かにいいことやし、ありがたいことだと思います。しかし、それを契機に、今度は橋本、伊都、高野の広域化をめざしていきたいとのことなんですけれども、それとこれとまた別じゃないのかなと、私は私なりに考えるわけです。もちろん、実現できればありがたいんですけどね。ですから、まだこの件についても、まだ何の話し合いもしていないんでしょう。

というのは、22年、私したときから、それも23年から、丸4年はこの広域化については何の進展がないということだと思うんです。そういう中で、やはり本市としても、消防本部として、広域化ということについて、どの

ように考えているのかなと私は感じる時もあります。ですから、今後、橋本、伊都、高野の広域化について、どのように話し合いをし、どのような、いつごろをめどに広域化を実現していきたいというお考えがあるのか、これは、そしたら、市長、答弁願えますか。お願いします。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

今、管理者会では、そういう議論をしておりません。これからの取り組みにつきましては、先ほど言いました指令業務の共同化をまず進めていくということで、そして、高野消防が伊都とは別になるものですから、これをまず、伊都消防と橋本消防と高野消防で話をしていかなあかんという問題と、もう一つは、なかなか意見の合意形成ができないという問題もあります。

実際に、伊都消防組合、橋本市も入っていますけども、やはり、1市2町の多数決ではいきませんので、1市2町の合意形成がなければそれが進まないというふうな議論もあります。そういう中で、抜けたらええんちゃうんかという話もあろうかと思うんですけども、ただ、そしたら、新しい消防体制の人員でありますとか、施設とかというのを、当然、抜ける前には建設をしてとかなあかんというふうなこともあろうかと思えます。消防自動車をどうするのか、そういうふうな、ただ一度に前へ進めることもできません。

そういう中で、これから、一つとして、指令共同ができることによって、また一つ前へ進めていくという方向を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。なかなか広域につきましては、管理者同士の合意が最優先されます。多数決では避けて通

れない道がありますので、その辺も今後、管理者会のほうへも、まず、指令共同を先にやるということが必要でありますので、現在、橋本市は仮運用しています。ただ、伊都消防と高野消防については、まだ施設整備が終わっておりませんので、28年度からスタートするということになりますので、まず、それを仕上げた次の段階に、先ほど消防長が答えましたように、進めていきたいなというふうに思っておりますので、ちょっと、そういう非常に広域での取り組みの難しさという、橋本市の思う通りにはなかなかならないということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ただ今の市長の答弁、わからんでもないんですよ。しかし、今、これ、地方自治法が改正されたということもご存じだと思うんですよ。今の市長の答弁は、従来の事情では、仮に伊都消防広域いったときに、橋本市の旧高野口町とかつらぎ町、九度山町の3町でやられていたと。その中で、旧高野口町が抜けようと思っても、かつらぎ町、九度山町が賛成してくれなければ、どうしても抜けられないということでしたけども、これは平成24年の9月だったと思うんですけども、そのときに、一部改正されていますよね。

その改正の中で、脱退を明言して、そして、賛同してもらえなくても、2年経過すれば、脱退できるという仕組みになっていますやんか。となれば、私の申し上げたいのは、まず、今、市長が言われたように、橋本と伊都と高野の広域、これも僕、いいことやと思います。それよりも、私、まず提案したいのは、とりあえず、橋本が伊都消防から脱退して、白紙に戻して、それから、伊都のかつらぎ町、九度山町、そして、高野町と広域化に向けての話し合いをしてはどうなんかなと思うんです

よ。でなければ、今のままでしたら、何年たっても、今のこの変則体制というのは私、戻らないと思います。

ですから、一旦、とりあえずは、伊都消防組合本部から脱退してもらって、お互い一線の上で、新たに広域化に向けての話し合いをしたらどうかな。そして、広域化に向けて、どうしても事前だめなら、それでいいじゃないですか。従来どおりの橋本消防本部でやればいいと僕はそう思うんです。それ以外、私、何もないと思うんですけどね。それについてどうですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

現実的に考えれば、伊都消防だけが広域の事務組合であれば、そういう手段もとれるのかなと思いますけども、ほかに広域行政もあります。例えば、そのことによって、ほかの広域行政に協力をしていただけないケースというのも出てきます。そうなりますと、ちょっとはるかに、もっと大きな問題になってくるのかなというふうに思っております。現状でも、広域行政の中では難しい問題を抱えておりますし、その中で進めていかなあかんということもあります。確かに、24年の9月に自治法が改正されまして、予告後2年で、一部事務組合から撤退できるというふうになっておりますが、やはり、これにつきましても、構成町の理解も必要になってきますので、この理解を得られるかという問題もあらうかと思ひます、先ほどの件と連動するんですけども。

例えば、脱退するにしても、そしたら、高野口町の消防体制が果たしてどこまで、抜けた段階でとれるかという問題も出てこようかと思うんです。ただ単に、脱退したから、消

防自動車が橋本市の分が来るとか、人員が来るという話も当然、進めていくわけですから、非常に難しい現実の話もあらうかと思ひます。なかなか明確な答弁は今のここで話したことが他町へも流れてしまいますから、基本的にはしっかりと合意形成ができるような形をとりながら、私も消防の広域化というのは必要やと考えていますので、取り組んでまいりたいと思ひますので、ちょっと、この辺の答弁でお許し願ひたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ただ今、市長の答弁で、しんどいところもあるというのも私もよくわかっております。それをあえて、私、言わせてもらっているんですけども、それでしたら、あまり突っ込んだお話しませんが、一体、平成18年3月に、伊都消防の管理者と本市の市長との覚書は一体何やったんやろなということになるんですよね、私の言ひたいのは。何のための覚書やったのかなということ。これはもうこれでおさめますけども、となれば、じゃ、今のこの変則体制、このまま、まだまだ先長いなということになりますよね。そのために、やはり、努力をしてくれるとは思ひますけども、やはり、高野口町が、橋本合併して、一つの市になりながら、まだ、いまだに、もう丸9年すんで、今度10年目に入ろうとしていますが、まだいまだに、このような変則体制が続くということも十分わかっていただいておりますと思ひますけども、その辺をしっかりとやっぱり考えていただかないと、今のままでは、とてもじゃないけども、こんな5年、10年先になっても、まだ解決しないなと私は私なりに思ひます。

その辺を十分考慮していただひて、これからの消防広域について頑張っただきたいということをもって、この質問を終わりたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、人権問題に関する質問に対する答弁を求めます。
市民生活部長。

〔市民生活部長（石井美鈴君）登壇〕

○市民生活部長（石井美鈴君）人権問題（人権侵害）について、本市の考えを問うとのご質問にお答えします。人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、生まれながらに持っている権利であって、誰にとっても大切なもので、日常生活の中で守らなければならないものです。本市では人権尊重の社会づくりを進めるにあたり、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もって全ての人権が尊重される社会の実現を図ることを目的として、橋本市人権尊重の社会づくり条例を定めました。この条例に基づき、橋本市人権施策基本方針を策定し、本市の進むべき道を明らかにするとともに、市民と行政が互いに持つ資源を出し合い、協働による人権尊重の社会づくりを進め、「このまちに住んでよかった、住んでみたい」と思えるまちづくりの実現をめざしているところです。

特に人権侵害については、人権尊重の心をつくり育てること、人権が侵害された場合は、その人権侵害による被害者をいかに救済するかということの両面の体制づくりが求められます。人権尊重の地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが主体的な活動を通して、人間のとうとさや人権について理解することが大切であり、家庭や地域社会、保育所、幼稚園、学校、職場など生活のあらゆる場面において、生涯を通じ人権尊重の心を育てていけるよう、人権教育、啓発を積極的に推進しています。また、人権が侵害された際の相談、支援体制については、積極的に市民に提供するとともに、市民から情報を収集し、法務局をはじめ関係機関と連携を図りながら、相談

体制の充実に努めています。救済の体制については、国の人権擁護施策の動向を踏まえ対応しています。

このような体制の中で、本市の人権相談の件数は、平成24年度で7件、内訳としてハラスメント1件、差別的取り扱い2件、その他4件です。対応としては、助言・指導が3件、他機関紹介が4件となっています。平成25年度では10件、内訳として、暴力・虐待等が3件、差別的取り扱い2件、その他5件です。対応として、助言・指導1件、通報・取り次ぎが2件、他機関紹介が7件となっています。

次に、議員おただしの事例についてお答えします。

相談者からの相談を受けた後、人権問題に関して十分な事実関係を確認せず、法務局に対応をお願いしました。といいますのも、関連した案件で、双方から本市に対して相談があり、市として第三者の立場である法務局に調査していただくことが適当であると判断したからです。なお、文書による回答については、事務的・形式的ではなく、内容を詳細に表記するなど相談者に納得いただけるよう努めるべきであったと考えます。

人権は目に見える形としてあるものではないため、人権侵害や不当な扱い、虐待などが実際に行われていても、なかなか表面化しないケースも多いと思われます。そのため市民の身近な相談相手として、今後より一層市民目線に立ち、相談体制の充実に努めてまいります。

その上で必要に応じ、関係各機関と連携を密にして対応してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）22番 中本君、再質問ありますか。

22番 中本君。

○22番（中本正人君）ありがとうございます

た。お風邪を引いている状態で、かれた声で申しわけございません。ご苦労さんです。

ただ今の答弁を聞かせていただいて、その通りであったならば、私、今回この質問をする必要もなかったなと思うとちょっと残念でたまりません。私は相談を受けたときに、その方に申し上げました。本市としても、県下では人権問題については、先進市であると私はそう思っておりましてし、事実そうだったのかなと、本当に初めは半信半疑でした。しかし、それが事実だったということで、この質問に至ったわけですけども。

それで、ちょっと話かわりますけど、私、今年になって、3回市民の方から相談を受けました。一つは地籍問題、一つは太陽光発電の問題についての問題、そして、今回の人権問題と。ですから、地籍調査もそれで今、わかりましたけど、太陽光発電も、今回の件も、やはり、市民が心配して相談に来ているんだから、1回目の質問でも言いましたように、やはり市民目線に立って、市民の立場になって、答弁したってほしかったなというふうに思うんですよね。そうならば、先ほども言いましたように、この質問をする必要もなかったですし、実際、答弁を聞いていまして、本当にそのとおりの答弁をいただきましたので、もう答弁する必要もないなと私、本当に思っております。その辺をこれからも、あつてはいけない人権問題だと思います。しかし、ないとも言えません。しかし、そうあつたときに、今の答弁のような気持ちで接してあげてくれたらいいのになと思ひまし、また、接してあげてほしいと要望したいと思います。

ここで一点だけお伺いしますけども、もし、仮にこういう人権問題で相談があつたときに、事実確認はもちろん、やらなければいけませんけども、確認をとったときに、そうだった

としたときに、当局として、どのような対応をするのか、どのような指導をしていくのかということをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）お聞き苦しいお声で申しわけございません。

議員おただしのおり、確かに市民目線で立って相談を受けるということは十分承知しているんですが、今後もさらに相談に来られた方がどのような気持ちで相談に来られたかという思いを十分に受けとめまして、相談内容について、十分事実確認を行った上で、それが人権侵害に該当すると思われる場合につきましては、そういう発言があつた方に対し、基本的人権ということをよくご理解いただくように、講演会や研修会など市主催であつたり、さまざまところで、そういうような講演会とか研修会がございますので、それのご案内を差し上げ、粘り強い啓発を進めてまいりたいと思っております。

また、該当するかどうか、ちょっと難しい問題につきましては、先ほども申し上げました法務局等と関係機関と連携しながら、その場合でも、相談に来られた方のご理解を得ながら、連携して解決に向かって努めてまいりたいと思ひますので、よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ただ今、心強い答弁をいただきましたので、どうぞよろしくお伺いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）22番 中本君の一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩いたします。

（午後3時9分 休憩）